



法改正情報 (改正があった労働・社会保険関連法や人事労務管理のポイントです)

● 改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援法が成立

男女ともに**仕事と育児・介護を両立**できるようにするため、子の年齢に応じた**柔軟な働き方**を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の**公表義務の対象拡大**や**次世代育成支援対策**の推進・強化、**介護離職防止**のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を目的とした改正法が成立しました。

1. 育児・介護休業法の改正ポイントと施行日

- ① 3歳以上、**小学校入学前の子**を養育する労働者に**柔軟な働き方を実現するための措置**等が事業主の**義務**になります。【施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日】
- ② **小学校入学前の子**を養育する労働者は、請求すれば**所定外労働の制限**(残業免除)を受けることが可能となります。【施行日：令和7年4月1日】
- ③ **3歳に満たない子**を養育する労働者が**テレワーク**を選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務**化されます。【施行日：令和7年4月1日】
- ④ **子の看護休暇**が見直されます。【施行日：令和7年4月1日】
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する**個別の意向聴取・配慮**が事業主に**義務**づけられます。【施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日】
- ⑥ 育児休業取得状況の**公表義務**が従業員数**300人超の企業**に**拡大**されます。【施行日：令和7年4月1日】
- ⑦ **介護離職防止**のための**個別の周知・意向確認、雇用環境整備**等の措置が事業主の**義務**になります。【施行日：令和7年4月1日】

2. 次世代育成支援対策推進法の改正ポイントと施行日

- ① 法律の**有効期限**が、令和17(2035)年3月31日までに**延長**されました。【施行日：公布の日(令和6年5月31日)】
- ② 育児休業取得等に関する**状況把握・数値目標設定**が従業員数**100人超の企業**に**義務**付けられます。【施行日：令和7年4月1日】

詳細は今後政省令で定められますので、注視しておく必要があるでしょう。

■【厚生労働省「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内」】

👉<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>



7月の税務と労務の手続 (提出先・納付先)

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限[年金事務所または健保組合]<7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分>[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出[公共職業安定所]<前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新>
[労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分>[郵便局または銀行]

16日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出[税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出[労働基準監督署]<休業4日未満、4月～6月分>
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第2期>[郵便局または銀行] ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。



トピック (最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました)

● 労災認定への事業主による不服申立て 最高裁初判断へ(6/11)

労働者の労災認定に事業主が不服を申し立てられるかが争われている訴訟の上告審で、最高裁は10日、最終弁論を開き、国側が「労働者の保護を著しく損なう」と主張して結審した。判決期日は7月4日に指定され、事業主は不服申立てができるとした二審・東京高裁の判断が見直される可能性がある。この論点での最高裁判断は初。

【後記】中小企業の賃上げ率 3.62%、日商調査より

日本商工会議所から、2024年4月時点の中小企業の賃上げ状況に関する調査が発表されました。ポイントは次のとおりです。

- 2024年度に「賃上げを実施予定」とする企業は74.3%と7割を超え、1月調査から13.0ポイント増。うち「防衛的な賃上げ」は59.1%と依然6割近く。
- 従業員数20人以下の企業では、「賃上げを実施予定」は63.3%。うち「防衛的な賃上げ」は64.1%。規模の小さな事業所では賃上げの動きがやや鈍く、厳しい状況。
- 「賃上げを実施予定」とする企業は、卸売業、製造業で8割超え。最も低い医療・介護・看護業で5割強(52.5%)と全業種で半数以上が賃上げ。
- 情報通信業、宿泊・飲食業、金融・保険・不動産業で「前向きな賃上げ」が5割超に達する一方、運輸業では「防衛的な賃上げ」が7割超(72.2%)と業種により差。
- 正社員の賃上げは、【全体】賃上げ額(月給)9,662円、賃上げ率3.62%(加重平均)。【20人以下】賃上げ額(月給)8,801円、賃上げ率3.34%(加重平均)。
- 業種別では、その他サービス業、小売業で4%台と高く、運輸業、医療・介護・看護業は2%台にとどまる。
- パート・アルバイト等の賃上げは、【全体】賃上げ額(時給)37.6円、賃上げ率3.43%(加重平均)。【20人以下】賃上げ額(時給)43.3円、賃上げ率3.88%(加重平均)。
- 業種別では、医療・介護・看護業、運輸業で4%台後半と高い賃上げ率。

正社員の賃上げ率3.62%は高い数字であり、日本商工会議所は中小企業に賃上げの動きが広がっていると分析していますが、報道では大企業との差はなお大きいとの声もあります。

【日本商工会議所 中小企業の賃金改定に関する調査】

<https://www.jcci.or.jp/news/research/2024/06/05/11001.html>